## 公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和7年6月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営両筑第8地区土地改良(農業用用排水施設整備)事業計画書の写し	令和7年6月13日から	小郡市役所 朝倉市朝倉支所 筑前町役場 大刀洗町役場
	令和7年7月11日まで	